

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値最大化に向けて、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、コーポレート・ガバナンスの整備に積極的に取り組んでおります。具体的には、有効に牽制機能が働く経営管理体制とするため、監査役監査、内部監査、並びに独立役員となる社外取締役の招聘等を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則の全てを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BEENOS株式会社	2,607,500	57.78
伊藤忠商事株式会社	350,000	7.76
尾嶋 崇遠	255,000	5.65
株式会社SBI証券	88,200	1.95
日本証券金融株式会社	73,100	1.62
大和証券株式会社	52,300	1.16
楽天証券株式会社	51,700	1.15
野村證券株式会社野村ネット&コール	43,300	0.96
マネックス証券株式会社	39,601	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	35,700	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	BEENOS株式会社 (上場:東京) (コード) 3328
--------	-------------------------------

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

BEENOS株式会社は、当社の株式の80.29%を保有しており、親会社に該当しております。親会社のような支配株主との取引については、取引を行うこと自体に対する合理性(事業上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性があること(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できること)が担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。取引を開始する場合には、留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、取締役会決議等、規程に基づいた適正な決裁を受けることとしており、少数株主の利益が損なわれないことを確認する体制としております。加えて、監査役監査、内部監査で決裁の内容について確認することで、当該体制を担保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

BEENOS株式会社は、当社の株式の80.29%を保有しており、親会社に該当しております。
親会社との関係については、親会社の役員が当社の非常勤取締役1名及び非常勤監査役1名として就任しておりますが、上場会社グループにおける知見の活用により、当社コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的としたものであり、当社事業運営の決定の判断を妨げるものではありません。
その他、親会社への事前協議事項及び従業員との出向関係は無く、親会社グループとの事業上の競合も発生しておらず、当社の事業運営の独立性は保たれております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
和出 憲一郎	他の会社の出身者								○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和出 憲一郎	○	社外取締役の和出氏は、ワイデアンドパートナーズ(株)の代表を務めております。就任前まで同社と当社の間でビジネススキーム構築に関する指導等に係るコンサルティング契約を締結しておりました。同社と当社との取引額については、同社収入に占める割合が小さく、当社費用に占める割合も小さいため、「上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」と「上場会社の主要な取引先又はその業務執行者」には該当していません。また、「上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家」にも該当していません。	企業経営における経験とコーポレート・コミュニケーションにおける見識を当社の経営戦略の実現に最大限に活用させていただくため、独立役員となる社外取締役として選任しております。独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断いたしました。なお、就任時点において当社との利害関係は一切ありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査人は定期的に会合を開催し、会計監査人から会計監査の計画や結果などについて説明を行い、その他相互に意見交換を行っております。また、監査役及び内部監査人は、月次で計画、結果について密に情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本 吉光	他の会社の出身者													
星野 隆宏	弁護士													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f,g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 吉光	○	—	金融の実務家としての専門的知識に加え、複数社の監査役を務めるなど、企業経営に関する経験を有していることから、経営全般の監視と一層の適正な監査の実施が期待されるため、独立役員となる社外監査役に選任しております。独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断いたしました。なお、就任時点において当社との利害関係は一切ありません。
星野 隆宏	○	社外監査役の星野氏は、弁護士事務所のK&L Gates LLPのパートナーを務めて	弁護士として企業法務に精通すると同時に、監査役としての人格及び識見を有すると判断した

おります。同社と当社の間でスポット対応の法務コンサルティングの契約を締結したことがありましたが、当該法務対応に同氏は関与しておらず、かつ、同社と当社との取引額については、同社収入に占める割合が小さく、当社費用に占める割合も小さいため、「上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者」及び「上場会社の主要な取引先又はその業務執行者」には該当しておりません。また、「上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家」にも該当しております。

ことから、独立役員となる社外監査役に選任しております。独立役員としての要件を充たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないため、適任と判断いたしました。なお、就任後ににおいて、所属するK&L Gates LLPと当社間ににおいて、スポットの法務対応に係る取引がありますが、当該法務対応に同氏は関与しておらず、市場価格を基に適正金額で依頼しており、利益相反の恐れのない関係であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格をみたす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への志気、意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上への志気、意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上であるものがいないため、報酬の個別開示は行っておりませんが、取締役、監査役、社外取締役及び社外監査役の別に報酬の開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、株主総会で承認いただいた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議を経て代表取締役に個別報酬額の決定を一任しております。代表取締役は役員、業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員については、管理部がサポートしております。取締役会の資料等は事前に管理部から社外役員へ情報発信を行い、その他重要事項については管理部担当取締役より適宜社外役員に報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の会社機関としては、取締役会、監査役会、経営会議があり、それぞれ以下のとおり運営されております。

当社の取締役会は5名(うち社外取締役1名)で構成されており、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って重要事項を決議し、取締役による業務執行を監督しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。また、取締役会には、監査役3名が出席して、常に重要な意思決定の監査が行われる状況が整備されております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)により構成されております。監査役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を随時開催しております。監査方針および監査計画については監査役会にて協議決定しており、監査役は取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しております。

当社の経営会議は、経営の基本政策、経営方針、経営計画にかかる事項ならびに各部門の重要な執行案件について、審議及び方向付けを行い、または報告を受けます。経営会議に付議された議案のうち必要なものは、取締役会に上程され、その審議を受けております。経営会議は、社長、常勤役員、内部監査人及び社長が指名する各部署責任者をもって構成し、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っております。原則として毎月1回開催し、社長が議長を務めています。なお常勤監査役も参加しております。

加えて、当社のコーポレート・ガバナンスを構成する重要な役割として、内部監査及び会計監査人があります。

内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査人1名が自己の属する部署を除く全部署を対象として監査を実施しており、内部監査人1名が属する部署については代表取締役社長が任命する別の従業員が監査を実施しており、両方併せて全社を計画的かつ網羅的に実施しております。社内の各業務が社内規程及び社内ルールに基づいて適正に運営されているかについて、厳正な監査を行い、経営の健全化及び効率化に資するとともに、内部統制の強化を図っております。監査結果については代表取締役社長への報告を行い、改善の必要がある場合は当該部門に是正の指示をしております。また、必要に応じ監査結果は取締役会及び監査役会にも報告しております。

当社は、優成監査法人を会計監査人として選任し、監査契約を締結し会計監査を受けております。

<責任限定契約の締結状況>

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該定款に基づき当社が取締役(業務執行取締役等以外)の中村氏及び和出氏、監査役の岡本氏、上保氏及び星野氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(内容の概要)

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値最大化に向けて、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識しております。また、親会社を有する当社においては、少数株主の保護に関する方策も重要な課題と認識しております。このような考えに則して、独立役員となる社外監査役2名で構成された監査役会と、独立役員となる社外取締役による業務執行の公正性の監督を受けるコーポレート・ガバナンス体制が現状では最適との判断をいたしました。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り、早期の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただくため、開催日の設定については集中日を避けるように留意します。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の方式もインターネットの活用も含めて、検討し、円滑化を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成及びホームページ上における公表を検討中であります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりません。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催は予定しておりません。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト上に、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他開示資料を適時掲載予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示の責任者は管理部担当取締役であり、適時開示の担当部署である管理部及びIR業務の担当部署である経営企画室で協働して、適時適切に実施します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業倫理規程」を定め、役職員の在るべき姿として、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令および社内諸規程を遵守とともに、ビジネスマナーを守り、社会規範に沿った責任ある行動を取らなければならない旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会や当社コーポレートサイトからの情報発信等を通じて、ステークホルダーの皆様への情報発信を適時適切に行っていく方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための必要な体制を整備し、適切に運用していくことが経営の重要な責務であると認識し、内部統制システムの整備に取り組んでまいります。基本方針及び整備の状況は以下のとおりです。

(内部統制システム基本方針決議の内容)

(i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員は、倫理規程に基づいて、高い倫理感と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものといたします。

(ii) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた対応を管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

(iii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書取扱規程に定められた期間保存・管理をするものといたします。

なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(iv) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

危機管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署といたします。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものといたします。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものといたします。

(v) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、日次、週次で進捗管理を行うものといたします。

定期取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものといたします。

(vi) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社経営企画室は、内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制

内部監査担当部署である経営企画室の従業員が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

(viii) 監査役が補助すべき使用者の独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた経営企画室の従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものといたします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものといたします。

(ix) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものといたします。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告するものといたします。なお、取締役及び従業員は、重大な法令違反等及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとし、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対し報告を求めるができるものといたします。

(x) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項目は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制を指すものであり、当社内規程「企業倫理規程」の内部通報制度においても明記しています。

(xi) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行に関し会社に費用の前払い等の請求をしたときは、会社は当該請求に係る費用ないし債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできません。

(xii) その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求める共に、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものといたします。また、監査役は、内部監査部門と密接に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、法律顧問と意見交換等を実施できるものといたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業倫理規程」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないものとしております。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わないこととしております。契約においては相手方が暴力団関係者でないか確認し、契約を書面により締結する場合は、当該契約の相手方が暴力団関係者であると判明した場合には当該契約を解除することができるとする特約を契約書等の書面に定めることとしております。反社会的勢力排除に向けた具体的な取り組みについては「反社会勢力排除に関する規程」を制定し、日経テレコン等より反社会的勢力に対する情報の収集・管理を行い、取引先等のチェックを行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



